

麻生区区民会議の制度について

麻生区として定める事項

麻生区区民会議の運営について(案)

1 課題の把握方法について

ホームページ、地域メディア等を積極的に活用する
(仮称)課題提案箱を設置する

2 副委員長について

副委員長を2名置く

3 会議、議事運営について

原則として、年4回開催
開催時期、日時は(仮称)世話人会で決定する
議事は、原則として出席委員の一致により決める
会議録署名委員を2名選出する

4 専門部会について

専門部会の設置、廃止は、区民会議で決める
専門部会に属すべき委員を定める
専門部会に属する委員から部会長を互選する
部会長は、調査検討結果等を区民会議に報告する
区民会議は、専門部会の結果を尊重する

5 関係者について

区民会議に関係者を出席させるときは、区民会議に諮る
専門部会に関係者を出席させるときは、専門部会に諮る

6 (仮称)企画部会について

委員長、副委員長及び若干名の委員による(仮称)企画部会を
設置する

会議運営の事前調整を行う

課題の整理、調整を行う

広報・広聴に関することを行う

7 区民への周知について

開催日時、調査審議経過、結果など必要な事項について、
市政だより、ホームページ等を積極的に活用する